## 議案第39号

天理市介護保険条例の一部改正について

天理市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年6月13日提出

天理市長 並 河 健

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例(平成12年3月天理市条例第9号)の一部を次のように 改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「33,960円」を「28,320円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の 減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率につい て準用する。この場合において、前項中「28,320円」とあるのは、「47,160 円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「28,320円」とあるのは、「54,720円」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第2条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度 以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。